

奈良県統合ネットワーク機器賃貸借及び運用・保守・監視・解析業務委託に関する質問に係る回答

番号	項目	ページ、項目など	項目名、項番名など	質問内容	回答
1	入札説明書	8. 補足	(3)契約保証金	履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写しの提出が必要で、共同企業体にあつては、各構成員の実績が必要とあります。この場合、各構成員の担当する役割分担業務に関する契約履行実績でよろしいですか。	本調達に関連する業務であれば、本調達における共同企業体の構成員として担当する業務以外の業務であっても履行実績とすることができます。
2	仕様書	2.17.1. 本庁舎のフリーアドレス化		ウェルビーイング工事の実施前に、現課ハブから新課ハブに更新したものは、ウェルビーイング工事で移設頂けるのでしょうか	現時点ではそのように想定していますが、ウェルビーイング工事の状況との兼ね合いなどで異なる対応となる課ハブが発生する可能性もあります。
3	仕様書	4.4.2. 無線LAN集中管理装置	項番15、16	無線LAN集中管理装置および無線LANアクセスポイント(AP)において、「NetFlowまたはIPFIXに対応していること」「前項のフロー情報の出力において、すべてのフローを出力可能であること。また、出力するレコードを任意に設定可能であること」の2点(以下、本要件)が任意項目となっているのは、無線LAN集中管理装置または無線LANアクセスポイント(AP)のいずれか一方について本要件を満たすことが必須要件であり、必ずしも無線LAN集中管理装置または無線LANアクセスポイント(AP)の両方が本要件を満たす必要はないという理解でよろしいでしょうか。	「NetFlow」や「IPFIX」などのプロトコルによる機器情報の収集機能は、NDRなどを用いて庁内ネットワーク上の通信を分析・可視化することを目的として、要件に定めています。仕様書4.6.1のとおり、「コアスイッチ」「サーバスイッチ」「拡張サーバスイッチ」「フロアスイッチ」「課ハブ」「認証スイッチ」については、ログ情報の収集を必須要件としています。なお、無線LAN集中管理装置および無線LANアクセスポイント(AP)については必須要件には含めていませんが、これらの機器がログ情報の収集機能を備えている場合は、その効果も含めて提案してください。
4	仕様書	4.4.2. 無線LANアクセスポイント(AP)	項番13、14	同上	同上
5	仕様書	4.7.1. マシン室からフロアスイッチ間の光ケーブル更新	項番3、4	「フロアスイッチを収容するラックについて、更新するか、既存のラックを継続利用すること。更新する場合は前項と同様の要件とし、継続利用する場合はラックファン(PF-121CL(日東工業))及び換気扇用温度スイッチ(FY-ST032(パナソニック))を更新すること」とありますが、更新する場合、換気対策を検討していれば、ラックファン及び換気扇用温度スイッチの設置は必須ではないという認識でよろしいでしょうか。	ラックを更新する場合はラックファン及び換気扇用温度スイッチの設置は必須ではありません。ラック内に設置する機器の温度上昇への対策などを含めて提案してください。

奈良県統合ネットワーク機器賃貸借及び運用・保守・監視・解析業務委託に関する質問に係る回答

番号	項目	ページ、項目など	項目名、項番名など	質問内容	回答
6	仕様書	5.2.1. 運用監視体制及び人員	項番2	「原則として開庁時間内は県庁内もしくは主たるシステム設置場所へ常駐作業員を業務上必要な人数(1名以上を想定)置くものとし、運用保守業務を行うこと。」とありますが、統合ネットワークの運用保守に業務上必要な稼働時間を確保することを前提に、奈良県様向けの他の業務との兼任してもよろしいでしょうか。	本事業の常駐作業員として1名以上の配置は必要で、当該作業員がその業務時間中に他の業務を行うことは認められません。 ただし通常本業務を行っている常駐作業員が休暇等で不在となる場合の交代要員として、通常当県の他の業務に就いている者が本事業の常駐作業員の業務を行うことは妨げません。 なお、交代要員についても5.2.1. 運用監視体制及び人員の項番10の要件を満たす必要があるほか、交代要員としての業務中は他の業務を行うことは認められません。
7	仕様書	5.2.2. 対応時間	項番4	「本調達以外の機器及びシステム等の対応に伴うネットワーク変更について、奈良県が求めたものについて開庁時間外での対応を行うこと。」とありますが、平日夜間または休日のいずれを想定されていますでしょうか。	どちらの場合でも対応いただきますが過去の対応では平日夜間での実施が多くありました。
8	仕様書	5.2.2. 対応時間	項番4	「本調達以外の機器及びシステム等の対応に伴うネットワーク変更について、奈良県が求めたものについて開庁時間外での対応を行うこと。」とありますが、ネットワーク変更とは、5.2.3運用監視業務範囲及び内容の項番11、項番13、項番14、項番16を指すものと理解してよろしいでしょうか。	5.2.3運用監視業務範囲及び内容で記載する内容で必要な事項は実施いただきます。
9	仕様書	5.2.3. 運用監視業務範囲及び内容	項番7	「LGWAN FW」の「保守は別事業者が実施するため対象外」とありますが、本調達の範囲外となる「保守」は、ハードウェア不良等に伴う交換作業およびセキュリティパッチ適応等のセキュリティ管理を指す認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	仕様書	5.2.3. 運用監視業務範囲及び内容	項番8	「自治体中間サーバ接続用VPN装置」の「保守は別事業者が実施するため対象外」とありますが、本調達の範囲外となる「保守」は、ハードウェア不良等に伴う交換作業およびセキュリティパッチ適応等のセキュリティ管理を指す認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	仕様書	5.2.3. 運用監視業務範囲及び内容	項番10	「統合ネットワークの運用管理(トラフィック監視、死活監視、アクセスログ管理、監査等)を行うこと」とありますが、監視対象のネットワーク機器は、本調達により導入される機器のみが対象という認識でよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり自治体中間サーバ接続用VPN装置の死活監視等、本調達以外の機器も対象となります。